○上尾伊奈資源循環組合審議会等の会議の公開に関する指針

令和５年８月３日管理者決裁

１　目的

この指針は、審議会等の会議を公開することにより、その審議の状況を住民に明らかにし、審議会等の運営の透明性、公正性を確保するとともに、組合行政に対する住民の理解と信頼を深め、もって開かれた組合行政の推進に寄与することを目的とする。

２　定義

この指針において「審議会等」とは、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定に基づき設置された附属機関及び規則、要綱等に基づき設置された委員会、協議会等をいう。

３　会議の公開

審議会等の会議は、次に掲げる場合を除き、公開するものとする。

(1)　当該会議において上尾伊奈資源循環組合情報公開条例（令和５年上尾伊奈資源循環組合条例第２４号）第７条第１号から第７号までの規定に該当する情報（６の項において「非公開情報」という。）に関し審議する場合

(2)　当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合

４　公開又は非公開の決定

審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、審議会等の長が当該審議会等に諮って行うものとする。

５　会議開催の事前公表

審議会等は、会議を開催するに当たっては、当該会議を開催する日の１週間前までに次の事項を記載した会議開催のお知らせを組合のホームページに掲載するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

(1)　会議名

(2)　開催日時

(3)　開催場所

(4)　会議の議題

(5)　公開・非公開の別

(6)　傍聴の定員（会議を公開する場合）

(7)　傍聴の手続（会議を公開する場合）

(8)　非公開の理由（会議を非公開とする場合）

(9)　問合せ先

6　公開の方法等

(1)　審議会等の会議の公開は、会場に傍聴席を設け、希望する者に傍聴を認めることにより行うものとする。

(2)　審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう傍聴に係る遵守事項を定め、会議開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。

(3)　審議会等は、傍聴者に対し会議資料（非公開情報が記載されているものを除く。）の配布又は閲覧に努めるものとする。

7　会議録の作成

審議会等は、上尾伊奈資源循環組合会議録作成基準（令和５年８月３日管理者決裁）により会議録を作成するものとする。

8　会議録及び会議資料の公開

審議会等が公開した会議の会議録及び会議資料は、組合のホームページに掲載するものとする。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、決裁の日から施行する。

（経過措置）

2　５の項及び８の項の規定にかかわらず、当該規定において掲載することとされている事項については、当分の間、組合のホームページに代えて上尾市及び伊奈町のホームページに掲載するものとする。